

令和3年度 課の運営方針書

こども・福祉部 地域福祉課

1 課の運営方針

【課の使命】

福祉総合相談窓口において対象者を限定せずに相談を受理し、状況把握、課題分析を経て、速やかに適切な制度やサービス、関係機関へつなぎます。また、「地域住民」や保健・医療・福祉などの「サービス提供機関」、「各相談機関」などが連携し、自立した生活が困難になった人でも、住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進します。

【課の目標】

- ① 第4次地域福祉計画・再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進計画の推進
第4次地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度)等について、評価・策定委員会を通じ進捗状況の把握、点検、評価を実施し、福祉施策の着実な推進に取り組みます。
- ② 生活支援体制整備事業の推進
地域住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くため、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを推進します。
- ③ 在宅医療介護連携推進事業の推進
在宅医療と介護の連携体制の構築のため、徳山医師会と連携しながら、在宅医療・介護の一連の支援提供体制の確保を目指し、医療・介護関係者などの多職種連携の推進を図ります。
- ④ 認知症施策総合推進事業の推進
認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症の早期の段階から適切な対応が可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するなど、認知症施策を総合的に推進します。
- ⑤ 民生委員活動事業の推進
地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員の定数確保に努めるとともに、市民等に対し民生委員の役割や活動に関する周知を行います。

【働き方改革による業務改善等の取組み】

それぞれの事業について事業内容を検証し、必要があれば見直しを行うなど、効率的かつ効果的な事業運営に努めます。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

(福祉調整担当) 部内、課内の調整、地域福祉計画の進行管理、民生委員・児童委員活動の支援、社会援護施策の実施等
(地域包括ケア推進担当) 高齢者の介護予防支援、認知症施策や生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業等の推進
(もやいネットセンター) 福祉総合相談業務の実施、生活困窮者自立支援事業、地域の見守り体制の充実、成年後見制度利用促進の体制整備

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	26 人	うち	正職員	17 人	・	会計年度 任用職員	9 人	人件費	正職員	123,437 千円	会計年度 任用職員	16,934 千円
-----	------	----	-----	------	---	--------------	-----	-----	-----	------------	--------------	-----------

※R1職員平均給与(7,261 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	565,234 千円	歳出予算額	917,778 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	35 事業
-------	------------	-------	------------	-------------	---------	-------

4 課の中期目標(優先順) 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果(最終目標)
1	5 福祉・健康・医療 1 地域福祉の推進 2 福祉に関する相談支援の充実	対象者別窓口の垣根をこえた福祉総合相談窓口として、関係機関との連携を強化します。 認知症高齢者など判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように、成年後見制度の利用を促進する体制を整備します。 【もやいネット支援事業者研修会の開催:250人】
2	5 福祉・健康・医療 2 高齢者福祉の充実 1 高齢者を地域で支える体制づくり	医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。 認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談・見守り体制を強化します。 【認知症サポーター養成数:19,000人】
3	5 福祉・健康・医療 2 高齢者福祉の充実 3 介護予防の推進	週1回「いきいき百歳体操」に取り組む「住民運営の通いの場」への支援や、「ふれあいきいきサロン」の担い手の育成等、介護予防の推進に取り組みます。 【週1回「いきいき百歳体操」に取り組む「住民運営の通いの場」の数:150カ所】
4	5 福祉・健康・医療 1 地域福祉の推進 1 地域福祉活動の推進	地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員の定数確保に努め、活動を助成します。 社会福祉協議会と連携し、31地区の地域福祉コーディネーターと共に協議体の設置を進め、地域福祉活動を推進します。